**介護予防・日常生活支援総合事業における**

**サービス単価の見直しについて**

**１　平成３０年度からのサービス単価**

介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」という。）のサービスのうち，指定事業者により提供されるサービス（従前の介護予防訪問介護又は介護予防通所介護に相当するサービス）の単価は，地域支援事業実施要綱において国が定める額を上限として，市町村が定めることとされている。

今般，介護給付における訪問介護及び通所介護並びに予防給付における介護予防支援の介護報酬改定を踏まえ，平成３０年度以降の総合事業の単価について，加算を創設するなどの改正があったことから，本市においても単価の見直しを行うこととする。

**２　国が定める単価の見直し**

別添資料のとおり

**３　本市が定める単価の見直し**

国が定める単価と同様の見直しを行う。

（１）第１号訪問事業

《ア 生活機能向上連携加算》

【改定後】

生活機能向上連携加算(Ⅰ) 100 単位／月（新設）

生活機能向上連携加算(Ⅱ) 200 単位／月

【現行】

生活機能向上連携加算100 単位／月

《イ 同一建物減算》

＜現行＞

|  |  |
| --- | --- |
| 減算等の内容 | 算定要件 |
| 10％減算 | ①事業所と同一敷地内又は隣接する敷地内に所在する建物（養護老人ホーム，軽費老人ホーム，有料老人ホーム，サービス付き高齢者向け住宅に限る）に居住する者②上記以外の範囲に所在する建物（建物の定義は同上）に居住する者（当該建物に居住する利用者の人数が１月あたり20 人以上の場合） |

|  |  |
| --- | --- |
| 減算等の内容 | 算定要件 |
| 10％減算 | ①事業所と同一敷地内又は隣接する敷地内に所在する建物に居住する者②上記以外の範囲に所在する建物（建物の定義は同上）に居住する者（当該建物に居住する利用者の人数が１月あたり20 人以上の場合） |

（２）第１号通所事業

《ア 生活機能向上連携加算》

【改定後】

生活機能向上連携加算200 単位／月

※運動器機能向上加算を算定している場合は100 単位／月

【現行】

なし

《イ 栄養改善加算》

【現行】

|  |  |
| --- | --- |
| 加算の内容 | 算定要件 |
| 150単位/回 | 当該事業所の管理栄養士1 名以上の配置 |

【改正後】

|  |  |
| --- | --- |
| 加算の内容 | 算定要件 |
| 150単位/回 | 当該事業所の管理栄養士又は外部との連携により1 名以上の管理栄養士の配置 |

《ウ 栄養スクリーニング加算》

【改定後】

栄養スクリーニング加算5 単位／回

※6 か月に1 回を限度とする

【現行】

なし

（３）その他

（１）及び（２）のほか，次のとおり任用要件等についても国の改正と同様の見直しを行う。

ア　訪問介護において創設される生活援助中心型研修の修了者について，総合事業の訪問型サービスにおいても従事することを可能とする。

イ　サービス提供責任者の役割や任用要件等について

・サービス提供責任者のうち，初任者研修課程修了者及び旧２級課程修了者は任用要件から廃止する。ただし，現に従事している者については１年間の経過措置を設ける。

また，初任者研修課程修了者又は旧２級課程修了者であるサービス提供責任者を配置している場合に係る減算についても，上記に合わせて，平成30 年度は現に従事している者に限定し，平成31 年度以降は廃止する。

・訪問型サービスの現場での利用者の口腔に関する問題や服薬状況等に係る気付きをサービス提供責任者から地域包括支援センター等のサービス関係者に情報共有することについて，サービス提供責任者の責務とする。

・訪問型サービス事業者は，地域包括支援センターの介護予防ケアマネジメント実施者に対して，自身の事業所のサービス利用に係る不当な働きかけを行ってはならない。

ウ　機能訓練指導員の対象資格（※）に一定の実務経験を有するはり師，きゅう師を追加する。生活機能向上グループ活動加算，運動器機能向上加算における機能訓練指導員の要件についても，同様の対応を行う。

一定の実務経験を有するはり師，きゅう師とは，理学療法士，作業療法士，言語聴覚士，看護職員，柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で６月以上勤務し，機能訓練指導に従事した経験を有する者とする。

※ 理学療法士，作業療法士，言語聴覚士，看護職員，柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師

**４ 見直し時期**

（１）算定要件及び任用要件等

平成３０年４月１日

（２）加算の新設

平成３０年１０月１日